

当初・変更

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成28年4月1日
工事番号	16-41340-0022	工事名	発注者支援業務委託（道整・再復）	着工	平成28年4月1日
入札執行年月日	平成28年3月25日	発注種別	22 土木設計	完成	平成29年3月31日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道401号外			予定価格	
工事箇所	大沼郡会津美里町高田前川原地内外			21,087,000	
至					
工事概要	発注者支援業務 N=1式				

業者コード 業者名	落札者の住所		落札額（契約額）
	入札額及び再入札額		
300000412 (株)ダイヤコンサルタント 福島事務所	(1) 22,500,000 (3)	(2) (4)	
300006001 (株)ドーコン 東北支店	(1) 20,500,000 (3)	(2) (4)	
300006018 (株)復建技術コンサルタント 福島支店	(1) 19,500,000 (3)	(2) (4)	
300006399 (株)道路建設コンサルタント 福島営業所	(1) 19,000,000 (3)	(2) (4)	
300006449 国際航業(株) 福島営業所	(1) 23,500,000 (3)	(2) (4)	
300006468 (株)近代設計 福島営業所	(1) 21,000,000 (3)	(2) (4)	
300006469 大日本コンサルタント(株) 福島事務所	(1) 20,100,000 (3)	(2) (4)	
300006470 (株)建設技術研究所 福島事務所	(1) 19,100,000 (3)	(2) (4)	
300006479 (株)オリエンタルコンサルタンツ 福島事務所	(1) 20,000,000 (3)	(2) (4)	
300006699 日本振興(株) 東北支店	仙台市宮城野区榴岡4-3-10 仙台TBビル4F		
	(1) 18,200,000 (3)	(2) (4)	19,656,000

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

当初・変更

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成28年4月1日
工事番号	16-41340-0022	工事名	発注者支援業務委託（道整・再復）	着工	平成28年4月1日
入札執行年月日	平成28年3月25日	発注種別	22 土木設計	完成	平成29年3月31日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道401号外				予定価格
工事箇所	大沼郡会津美里町高田前川原地内外				21,087,000
至					
工事概要	発注者支援業務 N=1式				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
300006709 (株)エイト日本技術開発 東北支社	(1)	26,300,000	(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

別紙「随意契約理由書」のとおり

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	円
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減）	
<input type="checkbox"/> 2 （ ） 工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	

随意契約理由書

本業務は、東日本大震災以降の事務量の増大に伴い、技術担当職員の不足による適正な事業管理に支障が生じることへの対応として、関係機関との調整業務や設計積算業務、監督に関する現場技術業務を実施するものである。

本業務を遂行するためには、土木工事に関する専門的知識と高い技術力を有する技術者を派遣できる者でなければ業務の目的を達することができない。

このため、契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。